

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	63 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成元年6月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、市役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、同支所で毎月か2か月に一度、夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について夫の保険料は過半の期間が納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、市役所の支所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までの期間については、同年8月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、当時、現年度保険料である当該期間の納付書が発行されていたことが確認できる上、同支所で当該保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料を納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間後に国民年金保険料の未納はない。

2 一方、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の支所で納付したと主張しているが、前項の申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの期間については、過年度保険料となることから、同支所で納付することはできない期間であり、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月から同年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月から 50 年 6 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、両親に勧められ、20 歳になった昭和 48 年*月ごろに、国民年金の加入手続を行ったと思う。50 年 2 月に結婚するまでの国民年金保険料は、私が、1 か月ごとに納付書で納付していたが、納付が遅れた際には、まとめて納付したこともあった。結婚後の保険料は、私が、納付書で夫婦二人分を一緒に納付していた。私は、保険料をずっと納付しており、申立期間①が未納とされ、申立期間②が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和 50 年 2 月に結婚した後の国民年金保険料は、申立人が、納付書で夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の当該期間の保険料は納付済みとされている上、その夫の当該期間当時の経済状況を考え併せると、申立人のみが申請免除とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、20 歳になった昭和 48 年*月ごろに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人は、50 年 3 月ごろに加入手続を行ったものと推認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が主張する加入手続時期と合致しない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付が遅れた際には、まとめて納付したこともあったと主張しているところ、申立期間①直後の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料は、52 年 10 月に過年度納付されていることが確認できるが、その時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間の保険料の納付方法や保険料額についての記憶が曖昧であることから、当該期間の保険料までさかのぼって納付していたと推認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年2月に結婚し、結婚後の国民年金保険料は、妻が、納付書で夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間について、一緒に納付していた妻は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年2月に結婚した後の国民年金保険料は、その妻が、納付書で夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると主張しているところ、その妻は、52年10月に、さかのぼって納付することが可能な50年7月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上、その妻は、自分が申立人の保険料を納付したと証言していることから、その妻が、申立人の同期間の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの期間については、上記1のとおり、同年7月から51年3月までの国民年金保険料が52年10月に過年度納付により納付されたものと推認できるが、その時点では、50年4月から同年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人の妻は、当該期間の保険料の納付方法や保険料額についての記憶が曖昧であることから、この期間の保険料の納付状況は不明であり、その妻が当該期間の保険料まで納付していたと推認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

私は、昭和51年12月に将来のことを考えて区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、未納がないようにすべて納付したはずであり、申立期間については、前妻と一緒に自動車で郵便局へ行き、納付書により納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付したと主張しているところ、当時、納付書により郵便局で保険料を納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、20歳から国民年金に加入している上、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年4月から60年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料については、私か夫が自宅兼店舗に来た集金人に夫婦二人分を納付したはずである。

申立期間①の国民年金の記録は、申請免除とされているが、免除の申請を行った記憶はないことに加え、夫婦で経営していた当時の店は人を雇うほど忙しかったため、そもそも免除の申請を行う理由はない。

申立期間①及び②の期間の国民年金保険料について、夫は納付済みとされているにもかかわらず、私が申請免除及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人又はその夫が夫婦で経営していた店舗を訪れる集金人に納付したはずであるとの主張については、申立人の夫は、夫婦で店を経営していたので、手の空いた方が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと具体的に説明していることに加えて、申立人が申立期間当時居住していた市では、集金人制度があったことが確認できることから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間①について、店の経営は順調に推移し、国民年金保険料の免除の申請を行う理由がないとの主張について、申立人の夫は「当時、近隣に競合店がないこともあって、従業員を雇わなければならないほど店は繁盛していたので、夫婦の一方しか保険料を払えなかったことは考えられない。」と具体的に証言しており、申立期間①当時に保険料を納付することは

十分可能であり、納付が困難な状況にあったと考えられる事情は見られない。

さらに、申立期間②についても同様に国民年金保険料の納付が困難な状況にあったと考えられる事情は見当たらず、申立期間①及び②について、申立人の夫が保険料を納付していることを考え合わせると、申立人のみが保険料を納付しなかったとは考えにくい。

加えて、オンライン記録において、申立人の名の読みが平成7年まで誤って登録されていたことなど、行政の記録管理に不備があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3746

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 46 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 46 年 2 月まで

私は、20 歳になった時に私の母親から、「国民年金に加入するから。」と言われたことを憶えている。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、20 歳になった時に母親から、「国民年金に加入するから。」と言われたこと、及び就職して厚生年金保険に加入した際、「これで保険料を払わなくていいね。」と言われたことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、当時、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が厚生年金保険に加入する直前の時期まで申立人の保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料は納付済みである上、申立期間当時、同居していた申立人の父親及びその姉も申立期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ国民年金が未加入で保険料が納付済みとされていないのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、その夫とともに国民年金制度創設前から国民年金に加入し、60 歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和44年9月にサラリーマンの妻も国民年金に加入できることを聞き、国民年金に加入した。その後、二度ほど転居したが、国民年金の仕組みとして、国民年金保険料の納付を怠ったら、国民年金の資格そのものも失ってしまうとと思っていたので、保険料を欠かさず納付し続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は35年間にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はわずか1か月であることに加えて、「国民年金の仕組みについて、保険料の納付を怠ったら資格そのものも失ってしまうとと思っていたので、保険料は欠かさず納付し続けていた。」とする申立人の主張は、長期間保険料を継続的に納付した被保険者の率直な説明として自然であり、保険料の納付意欲の高さが認められる。

さらに、申立期間の途中において申立人の夫の厚生年金保険の標準報酬月額が5万円以上も上昇しており、申立期間当時、申立人が国民年金保険料の納付が困難な状況にあったと考えられる事情は見当たらないことに加え、申立人は申立期間の途中に転居をしているが、申立期間前の昭和45年に転居した際には保険料の未納はなかったことから、当時、申立人が申立期間のみ保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から50年9月まで

私は、22歳から23歳ぐらいのころ、両親に勧められたこともあって、区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を一括で納付した。その後の保険料については、区役所か郵便局で納付した。当時の領収書はすでに廃棄してしまっていたが、保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

22歳から23歳のころに区役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張について、申立人には、同区で昭和52年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、同一区内で申立人と推認される別の手帳記号番号が45年5月に払い出されていることが当委員会の調査で確認できたことから、不自然さは見当たらない上、同区では、同一区内に居住している者に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出している例が散見されることから、行政側の記録管理に不備があった可能性がうかがわれる。

また、加入手続前の国民年金保険料を一括で納付し、その後の保険料については区役所か郵便局で納付したとする申立人の主張については、申立人が、別の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年5月前後に加入手続を行ったとすると、申立期間の保険料を納付することが可能であったこと、及び申立期間当時、申立人が居住していた区では、現年度保険料及び過年度保険料の納付に当たっては、郵便局等で納付可能な国庫金納付書を区役所窓口に備えていたことが確認できることから、不自然な点は見当たらないことに加えて、申立期間の前後を通じて、申立人の職業や住所に変更はなく、納付

が困難と考えられる事情も見当たらない。

さらに、口頭意見陳述の結果、申立人は、加入手続当時の区役所について、加入手続を行ったのは古い建物であり、現在のように消防署と同一庁舎ではなかったなど立地及び建物の状況等を具体的に述べており、その内容は、加入手続を行ったと推認される昭和 45 年 5 月前後の実際の状況と一致すること、及び現在所持する年金手帳の前の手帳の色は、申立期間当時、使用されていた可能性があることを考え合わせると、申立内容は信憑^{びよう}性がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 1 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に区役所で転居の届出を行った際に、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付書により、さかのぼってまとめて金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自分の給料をその母親に渡し、その母親がさかのぼってまとめて金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 3 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は現年度及び過年度納付により納付することが可能であった上、母親が申立人の保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「息子（申立人）の国民年金保険料は、未納がないように、私がさかのぼってまとめて金融機関で納付したり、集金人に納付した時期もあった。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替で納付するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 48 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 48 年 10 月から同年 12 月まで

私が 23 歳のころに、母親が、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、母親が、私及び母親の二人分を一緒に集金人に納付していたことを記憶している。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が 23 歳のころに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその母親の二人分の国民年金保険料を一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、申立人が 23 歳に到達した年である昭和 45 年*月に連番で払い出されており、その母親の申立期間①及び②の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の母親は、国民年金に加入後 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付し、保険料の納付意欲は高かったものと認められることから、その母親が、それぞれ 3 か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間②は未加入期間とされているが、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は見当たらない上、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間②当時居住していた市が保管する被保険者名簿では、申立期間②の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間の保険料が還付された記録もないことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 9 月から 4 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで
② 平成 2 年 9 月から 4 年 4 月まで

私は、かつての勤務先で社員の社会保険の手続をしていたこともあって、年金の重要性を認識しており、自らの国民年金についても、必要な手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和 63 年 4 月ごろ、会社を辞めたので、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、私が銀行の支店でまとめて納付して領収書を受け取った。

申立期間②当時は、一生独身でいる覚悟をしていたので、老後のために貯金をしていたものの、次の仕事もいつ見付かるか不安であったため国民年金をより重要視するようになった時期である。申立期間②について、平成 2 年 9 月に勤務先が倒産したため、区役所で手続を行い、納付書により銀行の支店で毎月の国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の保険料月額は 1 万円よりは少ない金額だったと思う。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和 63 年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、同年同月又は同年 5 月ごろと推認され、申立期間①は現年度及び過年度納付が可能な期間で

あること、納付を行った金融機関の支店名を記憶しており、納付状況が具体的であること、及び申立期間①直後の保険料が納付済みになっていることを考え合わせると、申立人の主張には信憑^{びよう}性があり、申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 申立期間②当時において、次の仕事が見付かるか不安であったため、退職後に国民年金の手続を行い、老後のことを考えて国民年金保険料を欠かさず納付したとする申立人の主張については、保険料の納付に関し明確な動機が感じられ不自然な点は見当たらず、申立期間②について保険料を納付していたと考えるのが自然である。

3 申立期間①及び②について、申立人が主張している納付書による納付方法は、申立人が居住していた市の制度と一致していることに加えて、申立人が記憶している保険料月額は、申立期間当時の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後を通じて居住地に変更はなく、申立人が提出した株式取引や両親への送金に関するメモから、申立人には国民年金保険料を納付できるだけの資力があつたものと推認できることに加えて、保険料の納付が困難であったと考えられる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①は、10か月と短期間であり、申立期間②は、20か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後においては、国民年金保険料の前納も行っている年度も多く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っており、国民年金への意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 4 年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 4 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が、私の分は定額保険料及び付加保険料を、妻の分は定額保険料のみを、2 か月ごとに信用金庫や郵便局で、いつも一緒に納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その妻が、申立人の分は定額保険料及び付加保険料を、その妻の分は定額保険料のみを、2 か月ごとに信用金庫や郵便局で、いつも一緒に納付してきたと主張しているところ、申立人は、申立期間を含む昭和 63 年分から平成 4 年分までの確定申告書（控）を所持しており、3 年分及び 4 年分の確定申告書（控）には、社会保険料控除として、二人分の国民年金の定額保険料額が記載されている。

また、昭和 63 年分から平成 2 年分までの確定申告書（控）には、一人分の国民年金保険料額しか記載されていないが、申立人の妻は、「確定申告書に二人分の保険料額を記載した年と、確定申告書には申立人分の保険料額しか記載せず、自分の源泉徴収票に自分の保険料額を記載して申告した年があった。」と述べており、事実、昭和 63 年分の確定申告書（控）には、社会保険料控除として、一人分の国民年金の定額保険料額しか記載されていないが、申立人の同年 1 月から同年 8 月までの保険料は、定額保険料及び付加保険料が納付済みとされ、その妻の同期間の保険料は、定額保険料が納付済みとされていることが確認できることから、確定申告書（控）に一人分の保険料額しか記載されていない年についても、夫婦二人分の保険料が納付されていた

ことがうかがえる。

さらに、昭和 60 年 10 月から 63 年 8 月までの期間及び平成 5 年 1 月から 22 年 3 月までの期間の申立人夫婦の国民年金保険料は、同日に収納されていることが、オンライン記録から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 4 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 4 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が、夫の分は定額保険料及び付加保険料を、私の分は定額保険料のみを、2 か月ごとに信用金庫や郵便局で、いつも一緒に納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人が、その夫の分は定額保険料及び付加保険料を、申立人の分は定額保険料のみを、2 か月ごとに信用金庫や郵便局で、いつも一緒に納付してきたと主張しているところ、申立人は、申立期間を含む昭和 63 年分から平成 4 年分までの確定申告書（控）を所持しており、3 年分及び 4 年分の確定申告書（控）には、社会保険料控除として、二人分の国民年金の定額保険料額が記載されている。

また、昭和 63 年分から平成 2 年分までの確定申告書（控）には、一人分の国民年金保険料額しか記載されていないが、申立人は、「確定申告書に二人分の保険料額を記載した年と、確定申告書には夫分の保険料額しか記載せず、自分の源泉徴収票に自分の保険料額を記載して申告した年があった。」と述べており、事実、昭和 63 年分の確定申告書（控）には、社会保険料控除として、一人分の国民年金の定額保険料額しか記載されていないが、その夫の同年 1 月から同年 8 月までの保険料は、定額保険料及び付加保険料が納付済みとされ、申立人の同期間の保険料は、定額保険料が納付済みとされていることが確認できることから、確定申告書（控）に一人分の保険料額しか記載されていない年についても、夫婦二人分の保険料が納付されていたことがう

かがえる。

さらに、昭和 60 年 10 月から 63 年 8 月までの期間及び平成 5 年 1 月から 22 年 3 月までの期間の申立人夫婦の国民年金保険料は、同日に収納されていることが、オンライン記録から確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 9 月まで

私は、昭和 41 年 11 月に、夫とともに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を役場で、納付書により 1 年分まとめて納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間直前の昭和 60 年 7 月について、申立人の被保険者名簿の検認記録とオンライン記録が一致していないことから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間もあることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 14 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期についての記憶は無いが、自宅に来た集金人に加入手続を行ってもらった。国民年金保険料は、加入当初に自宅に来た集金人からさかのぼって納付することができると言われたので、詳しい納付方法は記憶にないが、私が夫婦二人分の保険料20万円程度を未納がないようにまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの期間については、申立人は、国民年金の加入当初に、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があると主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて50年8月ごろであると推認でき、この時期は第2回特例納付の実施期間中であり、当該期間の保険料を特例納付により納付することが可能である上、当該期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人が、その夫の保険料のみを納付して、申立人自身の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人がさかのぼって納付したとする夫婦二人分の保険料額は、昭和40年4月から50年3月までの国民年金保険料を特例納付等により納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立人が当該期間の保険料を夫婦二人分納付したと考えるのが合理的である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、当該期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫は保険料が未納となっている上、申立人が当該期間を含めて特例納付等により納付したとすると実際に必要となる保険料額とは大きく異なっている。

また、申立人が、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 昭和48年4月から57年3月まで

私が20歳になった当時、私の両親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、申立期間①は、昭和46年2月ごろに当時勤務していた会社の宿舎に転居した後、その宿舎に来た集金人に納付した。

また、申立期間②は、48年11月に再び転居した後は自宅に郵送されて来た納付書により金融機関か郵便局で納付した。申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当時居住していた会社の宿舎に来ていた集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できる上、当該期間直後の期間については保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①は6か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、当該期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和48年11月に転居した後は金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は住所変更手続を行った記憶がないとしている上、申立人の国民年金被保険者台帳

には、49年7月に住所記録が職権により変更されていること、及び55年4月には不在確認されていることが確認でき、当時、申立人が住所変更手続を適切に行っていなかったことから、申立人に保険料の納付書が的確に送達できないため、未納となったものと考えられる。

また、申立期間②は108か月にも及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を、複数の行政機関が続けて誤ることも考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 1 月に国民年金に任意加入した。48 年 8 月に夫の転勤に伴い転居した市でも同年 10 月に、住所変更手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。何度か夫の転勤に伴って転居を重ねたが、その際は、必ず国民年金についても住所変更の手続を行い、保険料に未納がないよう心がけていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である上、前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の夫の職業に変更はなく、申立期間当時に納付が困難な状況にあったと考えられる事情も見当たらない。

また、住所変更手続と同時に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張については、転居先の市役所で申立期間の保険料を納付することは可能であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は 20 年以上にわたる国民年金加入期間においては、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付していることに加えて、住所変更手続も適切に行っていると認められることから、申立期間の保険料を未納にしておくとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月

私は、結婚後の昭和 52 年 1 月ごろ、母親の勧めで国民年金の任意加入手続を行ったが、57 年ごろ夫の海外赴任に伴ったため、一旦任意加入を取り止めた。

帰国後、母親に加入しておいた方がよいと勧められ、昭和 60 年 11 月 2 日に市役所で自ら国民年金の任意加入手続を再度行い、その場で発行された納付書で同月の国民年金保険料を納付した。

しかし、ねんきん特別便の記録では、国民年金の資格取得年月日が昭和 60 年 12 月 2 日と 1 か月も相違しており、申立期間が未加入期間であり、国民年金保険料も納付していないとされていた。申立期間については、任意加入した最初の月であり、加入手続をした後、年金手帳に記載された「被保険者となった日」及び納付書の領収印等を確認しており、手続日と異なっていれば、その場で気付くはずである。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に任意加入し、被保険者の資格を取得した日について、申立人が所持している国民年金手帳では「昭和 60 年 11 月 2 日」とされ、併せて、申立人が申立期間当時居住していた市のゴム印も押されており、加入手続時に記載されたものと考えられるのに対して、電算出力された同市の被保険者台帳では「昭和 60 年 12 月 2 日」と相違している。

また、任意加入手続をした直後に年金手帳に記載された国民年金の被保険者の資格取得日等を確認したので、記載された日付に誤りがあれば、その場

で気付くはずとしている申立人の主張を考え合わせると、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれ、申立人は、年金手帳の記載どおり昭和 60 年 11 月 2 日に国民年金に任意加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 1 回かつ、1 か月と短期間である上、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立人が述べているとおり、納付書により市役所内の窓口で国民年金保険料の納付が可能であったことが確認でき、申立人は、国民年金の加入手続と同日に保険料の納付を行ったと考えても不自然ではなく、任意加入手続を行った昭和 60 年 11 月の保険料を未納のままにしながら、同年 12 月以降の保険料を納付し続けるとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、自宅に訪ねてきた区役所職員から国民年金は強制加入なので加入するように勧められたので、国民年金に加入した。

私は、領収印が押されていない国民年金保険料の納付書・領収証書（3 枚複写）を 2 組所持している。このうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、別の納付書で納付したことにより納付済みとなっている。同様に申立期間である 42 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料についても、別の納付書により納付したはずであるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、領収印が押されていない国民年金保険料の「納付書・領収証書」（3 枚複写）を 2 組所持しており、いずれも過年度納付用の納付書であるが未使用である。この 1 組に記載された昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、申立人が別途所持する領収印のある「納付書・領収証書」により、郵便局で別期間の特例納付と過年度納付に併せて過年度納付したことが確認できることから、もう 1 組の「納付書・領収証書」に記載された申立期間の保険料についても、同様に別途発行された納付書により納付したとする申立内容は不合理ではない。

また、領収印が押されていない未使用の「納付書・領収証書」は、その記載内容等から、過年度納付を行うために申し出て発行されたものと考えられ、申立人が未納となっていた国民年金保険料を納付する意志があったものと推認しても不自然ではない。

さらに、申立期間は1回、かつ12か月と短期間である上、申立人は申立期間後の昭和43年4月から57年9月までの期間においては、特例納付や過年度納付が散見されるものの、未納が生じないように国民年金保険料の納付を続けていたことがうかがえることから、申立期間の保険料についても、過年度納付等によって納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年3月まで

私が20歳になった時に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の私の国民年金保険料と兄の保険料を母親が納付していた。兄の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

20歳になった時に、母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料とその兄の同期間の保険料を納付していたとする申立人の主張については、その母親は、申立人の国民年金の加入手続を行い、兄の保険料と共に申立期間の保険料を納付していた旨証言し、現にその兄の保険料は納付済みとされており、不自然さはみられない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年5月に払い出されており、その時点では、申立期間は、過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

さらに、申立人の母親は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を前納するなどして、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、納付意欲の高かったその母親が、7か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年9月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、48年1月から同年3月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年9月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和44年12月に、海外から帰国し、国内に居住していなかった期間の国民年金保険料を納付書により郵便局でまとめて納付したが、今回、時効後の納付であったため、申立期間①の保険料を還付する旨の通知が送られてきた。申立期間①の保険料を還付するのではなく、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

また、帰国後の国民年金保険料については、納付書により自宅近くの郵便局で納付していた。その後、昭和47年9月ごろに付加年金の加入手続きを行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間②については定額保険料が、申立期間③については定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を納付書により郵便局でまとめて納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の領収証書を所持しており、申立人が申立期間①の保険料を納付した事実が確認できる。

また、申立人が所持する領収証書から、申立期間の国民年金保険料を昭和44年12月23日に納付したことが確認でき、申立期間は本来時効によ

り納付できず還付の手続を行うべきところ、オンライン記録では、平成 21 年 6 月に還付決議されていることが確認できることから、申立人が保険料を納付してから既に 40 年以上が経過しており、当該期間の保険料が長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

2 申立期間②について、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③について、申立人は、3か月分の国民年金保険料を納付書により郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間③当時、郵便局で納付書により保険料を納付することは可能であった上、保険料の収納は3か月単位で行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、定額保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間もあるなど保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間②及び③はそれぞれ3か月と短期間である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 9 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められ、48 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3762

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の国民年金については、私の母親が加入手続きをしてくれた。申立期間の国民年金保険料について、詳細は憶^{おぼ}えていないものの、私が納付書により納付したと記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付書により納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では昭和 50 年度より納付書による保険料の納付が開始されたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 57 年 2 月まで

私は、母親から国民年金をもらうには 25 年間加入しなければいけないと教わったので、昭和 52 年 5 月に自分で市役所に行き、加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、夫と別居し、実家に戻った後に勤めた会社を退職した際、国民健康保険と一緒に区役所で手続きを行い、納付していた。国民年金に加入したのは 34 歳と遅く、当時は、60 歳以降も任意加入できるとは知らなかったため、老齢年金を受給するには、25 年間保険料を納付しなくてはならないと認識していた。このため、厚生年金保険へ加入していなかった期間についても、再就職先を決めた後に退職したことにより生じた 1 か月の未加入期間を除いて、納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、34 歳からの国民年金への加入に際して、国民年金保険料を 25 年間納付しなければ老齢年金を受給することができないと認識していたことから、自覚している 1 か月の未加入期間を除き、厚生年金保険へ加入していなかった期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時においては、60 歳以降も任意加入できる制度が設けられていなかったことなどから申立人の主張には信憑性があり、不自然さは見当たらない。

また、申立人は、平成 5 年 1 月に厚生年金保険適用事業所を辞めた後、同年 7 月に再就職して厚生年金保険に再加入するまでの 6 か月間についても、国民年金に加入の上、国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間についても、国民年金に加入の上、保険料を納付していたと

考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、国民年金の加入期間においては、国民年金保険料をすべて納付していることに加えて、60歳から65歳まで任意加入しているなど、納付意欲が高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の妻は、結婚後の昭和 39 年 4 月ごろ、父母に勧められ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、同年 12 月に、妻が、申立期間の国民年金保険料を、市役所で、さかのぼって一括納付してくれた。私は、申立期間の保険料を妻が納付してくれたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人は、39 年 12 月に、その妻が、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、その妻は、結婚後は申立人の保険料と一緒に納付していた旨証言し、現に、妻自身も、結婚後の同年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を 39 年 12 月に一括納付していることに加え、保険料納付記録が確認できる 40 年 4 月以降の、申立人及びその妻の保険料納付日は、ほぼ一致している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金の制度発足時より被保険者資格を取得し、国民年金加入期間に未納が無いなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料をさかのぼって納付したことは記憶してい

るものの、その納付時期や納付場所をはっきり憶^{おぼ}えていないなど、申立期間当時の納付状況に関する記憶が曖^{あいまい}昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 12 月に払い出されていることから、その手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことに加え、申立人の所持する 41 年 5 月発行の国民年金手帳においても、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間が、時効消滅と記載されている。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月10日から同年5月9日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所（後に、B事業所に名称を変更。現在は、C事業所）における資格取得日に係る記録を同年3月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月10日から37年5月9日まで
私は、昭和30年12月にD事業所に就職し、55年6月に退職するまで勤務していたが、35年10月10日から37年5月9日まで長期入院していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。入院中も被保険者資格が続いているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA事業所に在籍していたことが認められる。

また、申立人は申立期間において、「長期入院していた期間である。」と述べているが、C事業所が保管しているE労務者登録票には、申立人について、「職場名D事業所、昭和37年3月10日復職」との記載が確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人は昭和35年10月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度、37年5月9日に同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「仮」と記載されており、資格再取得日の欄は空欄となっている上、昭和47年10月1日以降の標準報酬月額しか記載されていない。

また、上記の被保険者原票に記載されている健康保険の番号を、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認したところ、別人の

氏名が記載されており、これらのことから、当該期間における申立人の年金記録の管理状況が適切であったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における被保険者資格の再取得日は、申立人が同事業所に復職した昭和37年3月10日であり、申立人は、申立期間のうち、同日から同年5月9日までの期間について、厚生年金保険被保険者であることが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を同年3月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA事業所における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和35年10月10日から37年3月10日までの期間については、上記のとおり、申立人が当該期間にA事業所に在籍していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「結核のため昭和35年夏ごろ入院し、当初3か月間は給料が支払われており、その後に傷病手当金を受け取ったと思う。」と述べているところ、前記E労務者登録票には「35.10.10より無給 37.3.10より復職 結核」と記載されている。

また、Fが保管している基本労務契約には、「業務外の結核にかかった従業員が傷病休暇の期間の満了の際、なお就労不能な場合には、健康保険法による傷病手当金が支給される期間の範囲内で、就労不能な期間無給の状態を引き続きペイロールにとどめるものとする。」旨が規定されている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年6月1日に、資格喪失日に係る記録を50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から50年7月1日まで
厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。しかし、私は昭和49年6月にA社にBとして入社し、経理事務担当者から年金手帳の提出を求められ、無いことを告げると、厚生年金保険に新規加入すると言われたことを記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社の正社員として勤務していたことが認められる。

また、Bの補助をしていた者は、「申立人は、申立期間当時、Bの業務を行っていた。当時は全員が正社員で、出勤、退社時間なども同じで社員全員が社会保険に加入していた。申立人はBの社員であり、申立人だけが厚生年金保険に加入しないということは考えられない。」と供述している。

さらに、A社の代表取締役社長は、申立人は正社員であり、正社員は厚生年金保険に全員加入していたはずであると回答している。

加えて、複数の同僚は、入社した時期とオンライン記録は一致していると供述している上、申立人が記憶する当時の従業員数と被保険者数がほぼ一致することから、当時、A社においては、ほぼすべての従業員が入社と

同時に厚生年金保険に加入していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の直近である昭和49年5月1日に資格を取得した申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から、8万6,000円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は記録が無い以上、申立てどおりの届出は行っておらず保険料の納付は行っていないと回答している上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年6月から50年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社を辞めた時、年金に空きができないように自分で国民年金の加入手続を行った。しかし、ねんきん特別便で昭和58年8月の記録が無いことが分かった。厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年9月1日と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社を引き継いだ元従業員が保管していた、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しには、申立人の資格喪失日が昭和58年8月31日と記載されており、受付印から同日に社会保険事務所（当時）へ届出を行ったことが確認できる。

しかし、当該届出書の備考欄には、退職日昭和58年8月31日と記載があることから、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が、国民年金の加入手続及び付加保険料の申出を行ったのは、申立人の所持する年金手帳の記録及び国民年金被保険者台帳から、昭和58年9月1日であることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年7月のオンライ

ン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから照会できないが、元従業員が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に、申立人のA社での資格喪失日が昭和58年8月31日と記載されていることが確認でき、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年10月1日から22年5月2日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月2日と訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年10月から21年3月までは80円、同年4月から同年10月までは60円、同年11月から22年4月までは210円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和22年5月2日から23年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日の記録を22年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年5月は210円、同年6月及び同年7月は200円、同年8月から23年7月までは400円、同年8月から同年10月までは300円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年11月1日まで
私は、昭和17年1月6日にB社に入社し勤務していたが、18年11月にA社に転出し、そこから19年10月22日にD軍に入隊した。23年11月に復員したが、出征中もB社から給料が出ており、職歴証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 C社が発行した申立人の職歴証明書から、申立人が、昭和17年1月6日から55年1月12日まで継続して申立てに係るグループ会社に在籍していたことが認められる。

また、厚生労働省社会・援護局保管の資料により、申立人が昭和19

年 10 月 22 日に D 軍に入隊し、23 年 11 月 3 日に復員したことが確認できる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立人は昭和 19 年 6 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 10 月 1 日に同資格を喪失している。

しかしながら、当該喪失日は陸軍に召集されていた時期であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された時期については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法 75 条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に基づく応召期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期限である昭和 22 年 5 月 2 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録から、昭和 20 年 10 月から 21 年 3 月までは 80 円、上記の職歴証明書の写しの記載から、同年 4 月から同年 10 月までは 60 円、同年 11 月から 22 年 4 月までは 210 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から 23 年 11 月 1 日までの期間については、上記職歴証明書に当該期間に係る給与支給の記録があるところ、C 社は、立証する資料は無いものの、企業の事務として厚生年金保険料を控除していたと思うとしていることから、申立人が B 社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記職歴証明書の写しの記載から、昭和 22 年 5 月は 210 円、同年 6 月及び同年 7 月は 200 円、同年 8 月から 23 年 7 月までは 400 円、同年 8 月から同年 10 月までは 300 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 2893

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和25年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和25年5月1日から同年7月5日まで

私は、昭和25年2月7日にA社B事業所に就職し、同年5月1日から同社C事業所に配属となった。

厚生年金保険の記録では、A社C事業所に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。しかし、この期間は同社C事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同じ者が昭和25年5月1日に被保険者資格を取得し、同年7月5日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、この記録の厚生年金保険被保険者番号は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者番号と同一であることから、この記録は申立人の記録であると考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和25年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年7月5日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿から、4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年6月30日）及び資格取得日（昭和32年8月5日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和28年6月から29年4月までは8,000円、同年5月から32年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月30日から32年8月5日まで

私は、定時制高校に通いながら、昭和25年5月9日からA社に入社し、30年3月に高校を卒業した後も35年4月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、28年6月30日から32年8月5日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和28年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、32年8月5日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚は、「私が昭和28年8月にA社で勤務を始めたときには、申立人は既に勤務していた。定時制高校に通いながら、昼間勤務していたのは申立人のみであり、とても真面目な人で一日も仕事を休んだことは無かった。」と述べているほか、ほかの同僚は、「病気休職中（昭和30年6月から31年9月までの期間及び32年1月から同年9月までの期間）に仕事場に頻りに顔を出すよう事業主に言われたので、仕事場へ行くと、申立人はいつも勤務していた。」と述べている。

また、ほかの同僚が保管する昭和 32 年の早春に撮影されたものと推認できる社員旅行の写真には、申立人が写っていることから、申立人が申立期間に勤務していたことは認められる。

さらに、上記の写真に写っている 19 名については、すべて A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険に空白期間がある者が 1 名確認できるが、同者は、「厚生年金保険の空白期間は 2 回あるが、いずれも病気休職に伴うものである。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の申立期間における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 28 年 6 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から 32 年 7 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難い上、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が複数回あったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 28 年 6 月から 32 年 7 月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を44万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、44万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を36万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、36万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を28万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、28万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を33万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、33万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を50万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、50万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を33万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、33万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を48万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、48万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、25万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を24万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、24万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、25万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を38万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、38万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、26万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、23万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を27万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、27万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を24万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を28万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い場合、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、28万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

A社から平成18年12月8日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与から、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賃金台帳の保険料控除額により、23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社）C 店に係る資格取得日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 1 月 31 日まで D 社に勤務し、同年 2 月 1 日から A 社 C 店に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する社会保険者台帳及び E 健康保険組合の記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、A 社 C 店に継続して勤務していたことが認められる。

また、B 社が保管する社会保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格取得日はいずれも昭和 56 年 4 月 1 日とされている上、E 健康保険組合も申立人の資格取得日は同日であるとしている。

さらに、B 社は、申立期間当時、厚生年金保険及び健康保険は同時に手続をしていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 56 年 8 月の社会保険

事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和56年2月1日から同年4月1日までの期間について、前述のように、申立人は、E健康保険組合の加入期間となっていない。

また、申立人は、上記の社会保険者台帳においても、当該期間において、被保険者としての記載が無い。

さらに、申立人がA社C店において同一の業務に従事していたとする4名に照会したが、申立人の当該期間に係る勤務実態について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和56年2月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から同年12月1日まで
父は、戦前から昭和55年ごろまでA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された「人事台帳カード」の人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和23年7月に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店は昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B支店において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年6月のA社B支店における申立人の社会保険事務所(当時)の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係

資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成3年10月21日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月20日から同年10月21日まで

私は、平成2年5月21日にA事業所に就職し、3年10月20日に退職するまで勤務していたのに、社会保険事務所（当時）の記録では同年9月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。申立期間の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和50年2月4日であることが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月5日から同年2月4日まで

私は、昭和33年4月1日に、A社に入社し、62年12月の退社まで、継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した時の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間が被保険者期間となっていないのは事務的ミスと考えられるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在職証明書及び雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務（昭和50年2月4日付けで同社C支店から同社D支店に異動）していたことが認められる。

また、E企業年金基金から提出のあった厚生年金基金の記録によると、申立人の資格喪失日は昭和50年1月5日となっているが、当該喪失日の記録は、基金代行返上時に厚生年金保険の記録に合わせて訂正されたものであり、訂正前の資格喪失日は、同年2月4日となっていることが確認できる。

さらに、E企業年金基金の事務担当者は、「申立期間においては、厚生年金保険と厚生年金基金は、複写式の届出用紙を使用していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年2月4日にA社C支店における厚生年金保

険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年1月のE企業年金基金の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月31日から同年8月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和45年7月31日から同年8月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。この時期は、A社D支店から同社C支店に異動した時期に当たる。40年の入社以来、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主から提出された人事カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の人事カードに、発令年月日が昭和45年7月25日と記載されており、同年7月には、申立人がA社C支店に配属されていることが確認できることから、同年7月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日は昭和57年4月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年4月15日まで

私は、A社に入社し継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、転勤の際の同社本社における資格喪失日が間違っている。厚生年金保険の記録に欠落が無いことは了承しているが、人事記録を提出するので被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び申立人から提出のあったA社における人事記録から、申立人は昭和57年4月14日まで同社本社に勤務し、同年4月15日から同社C支店に勤務していることが確認できる。

また、B社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人のA社本社の被保険者資格喪失日を昭和57年4月1日と届け出ていることが確認でき、B社では、その届け出た経緯については不明であるが、人事記録から考えると同年4月15日が正しい喪失日であると思われると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社における資格喪失日は昭和57年4月15日であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和31年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、32年6月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を、31年2月から同年9月までは1万円、同年10月から32年2月までは1万2,000円、同年3月から同年5月までは1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人のA社本社における資格取得日は昭和32年6月10日と認められることから、申立人の同社本社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年2月1日から32年6月10日まで
② 昭和32年6月10日から同年6月12日まで

私は、昭和30年6月18日にA社へ入社し、同社B出張所に配属となった。平成10年3月27日まで同社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の同社B出張所における被保険者記録が抜けているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一である者の、昭和31年2月1日から32年6月10日までの期間に係る被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和31年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年6月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務

所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 31 年 2 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 32 年 2 月までは 1 万 2,000 円、同年 3 月から同年 5 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、オンライン記録では、申立人の A 社本社における資格取得日は、昭和 32 年 6 月 12 日となっているが、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日が同年 6 月 10 日と記録されていることから、申立人の同社本社における資格取得日に係る記録を同年 6 月 10 日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月10日から41年7月10日まで
私は、昭和35年12月にA社に就職し、平成11年3月に退職するまで、継続して勤務していた。同社は昭和40年7月10日にB社に吸収合併され、同日から社名がB社と変更されているが、同日から41年7月10日までの記録が欠落しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のB社における資格取得日は昭和41年7月10日となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日は40年7月10日と記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和40年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格喪失日が昭和63年5月1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和63年4月1日から同年5月1日までの期間について、A社に継続して勤務しており、同社から、当該期間に関する被保険者資格喪失日の訂正届が社会保険事務所（当時）に提出されているはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者の記録では、資格取得日が昭和62年5月1日、資格喪失日は63年5月1日とされており、申立期間である同年4月1日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失訂正届、同訂正届理由書及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和63年5月1日に同社B事業所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和63年4月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立人に係る保険料を納付する義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社で勤務していた時の標準報酬月額が 11 万円と記載されていた。当時の手取額は 27 万円ぐらいあったので、11 万円というのはおかしいと思う。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 34 万円と記録されていたところ、申立人がA社において資格を喪失した日（平成 5 年 3 月 1 日）の後の 6 年 3 月 3 日に、さかのぼって 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険被保険者 53 名中、申立人を含む 51 名についても、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様の訂正処理が行われている同僚が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た 34 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで
私がA社を退職したのは、平成3年7月31日である。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、資格喪失日が同日となっているので、当該喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する申立期間に係る給与支給明細表、A社の保管する社員カード及び雇用保険の記録から、申立人が同社に平成3年7月31日まで在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年6月のA社における社会保険事務所(当時)の記録及び上記の給与支給明細表から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りであると思われると回答しており、また、事業主が資格喪失日を平成3年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難い上、A社が加入しているB健康保険組合に係る申立人の資格喪失日が厚生年金保険の資格喪失日と一致しており、社会保険事務所と健康保険組合の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金

保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年6月まで

私は、義母からの勧めにより、昭和52年2月ごろに区役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、送付されてきた納付書により金融機関に毎月納付していたが、子供の医療費及び主人の実家への援助がかさみ、保険料を納付し続けることが困難になったため、59年7月に区役所に相談したところ、国民年金被保険者資格を一旦喪失するのがよいと勧められたので、喪失の手続を行った。

今回、ねんきん特別便を見て、生活が苦しくても喪失の手続を行うまでは国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金任意加入被保険者資格を喪失するまでの国民年金保険料については、納付書により金融機関で毎月納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた区では、納付書での納付は2か月単位となっていたことが確認できることなど、必ずしも申立人の記憶が定かでなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、資格喪失日が昭和59年7月30日と明記された国民年金被保険者資格喪失通知書を所持しており、この資格喪失手続については、区役所に出向いて相談し、自分の意志で行ったもので、その時点まで国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、同通知書には申立人に代わって区役所が国民年金被保険者資格喪失手続を行ったとする記載が残っており、申立人が区役所に出向いた上で当該手続を行っていない可能性が考えられる上、同通知書について、同区では「任意加入被保険者が保険料を長期間

未納としていた場合、区の担当者と当該被保険者と今後の納付について電話等で話し合っ、被保険者資格を喪失させることもあった。区役所窓口での喪失手続ではないため、このような通知を出したのではないか。」としていることに加えて、同区を管轄する年金事務所では「任意加入被保険者の被保険者資格喪失日については、被保険者から申出があった日とし、さかのぼることはなかった。」としていることから、同通知書が存在することをもって、申立期間の保険料が納付されていたと推認することは困難である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3766

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで

平成11年9月ごろ、私の母親が市役所で私の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当初、送付されてきた納付書をそのままにして保険料を納付しなかったところ、同市役所から、納付を督促する電話が自宅にかかってきたことから、12年1月ごろ、私の父親がその納付書により市役所で半年分の保険料を納付した。その後、同市役所から、電話及び書面などによる連絡もなかったことから、未納期間はないものと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その父親が納付書により市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、市役所での保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3767

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行い、承認された。しかし、その承認が取り消された記憶がないにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行い、承認されたとしているところ、確かに、申立期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 3 月時点では、国民年金の強制加入期間とされており、特殊台帳等によれば、申立期間については、当時、保険料が申請免除とされていたことが確認できる。

しかし、申立期間は、その間、申立人の元妻が厚生年金保険に加入していたことから、配偶者である申立人にとっては、国民年金の任意加入期間となるため、制度上、申立人の国民年金保険料の申請免除の対象とはならない期間である。

また、申立人が再交付を受けたとする年金手帳及び特殊台帳の資格喪失欄によれば、申立人の国民年金の強制加入の被保険者資格は、申立人の元妻が厚生年金保険に加入した昭和 48 年 2 月に喪失したとされており、その後、53 年 4 月まで任意加入した形跡もみられないことから、申立期間は未加入期間とされており、このことから申立期間は国民年金保険料の申請免除の対象とはならない期間であり、いったんは申請免除とされたことから、申立人の主張は十分に理解できるものの、その後、申請免除が取り消されたことについては、制度上、やむを得ないものであると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 5 月まで

私は、昭和 39 年 3 月ごろに、当時住んでいたアパートに来た役所の人から国民年金に加入するように勧誘されたので、その時、アパートの前の共同洗濯場で一緒に洗濯していた女性二人と共に、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。その後も、集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月ごろに、当時住んでいたアパートに来た役所の人から国民年金に加入するように勧誘されたので、その時、アパートの前の共同洗濯場で一緒に洗濯していた女性二人と共に、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人は、口頭意見陳述において、国民年金の加入手続きを行った際に、国民年金手帳を受領した記憶がないと述べるなど、加入手続き時の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間当時居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続き後、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時居住していた区では、集金人による国民年金手帳を使用した印紙検認方式により保険料の収納が行われていたことが確認できるが、申立人は、口頭意見陳述において、保険料納付の際に、国民年金手帳を使用した記憶は無いと述べるなど、申立期間当時の保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

私は、平成6年4月に、会社を転籍したが、転籍後、転籍元の会社が同年3月まで厚生年金保険料を給料より徴収していたにもかかわらず、同年1月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、同保険料を国に納付していなかったことが判明した。転籍先の会社が、転籍元の会社で徴収されていた同年1月から同年3月までの厚生年金保険料相当額を、転籍元の会社に代わって返還してくれた。その時、国民年金保険料として納付するように言われたので、同期間の保険料を一括納付した。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、保険料を納付した場所もはっきりと憶えていないなど、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格は、平成16年2月に未適用者として適用勧奨が実施され、15年7月に申立人の基礎年金番号で資格取得されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3770

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年12月まで

私は、結婚後に夫の母親から国民年金に加入するよう勧められたので、昭和41年の初夏のころ、市役所で国民年金の加入手続を行った。

その際、職員から「厚生年金保険被保険者証を持参すれば、さかのぼって国民年金保険料の未納分を納付することができる。」と言われたので、後日、厚生年金保険被保険者証を持参し、市役所で、国民年金保険料の未納分を納付した。申立期間の国民年金が未加入及び保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年の初夏のころ、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の加入手続日から申立人の国民年金の加入手続時期は、42年12月であると推認される。その時点において、申立期間の大半は時効により納付できない期間である上、申立人は、結婚から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人が当時居住していた市では、保険料は、現年度分しか納付することができないことに加え、申立人は、さかのぼって保険料を納付したとする期間の始期及び終期の記憶も曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3771

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月及び同年6月

私が、昭和57年5月に会社を退職した際に、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、その父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続きはそのころに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3772

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に大学を卒業し家業を継いだ際に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親はすでに他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和 51 年 3 月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の加入手続日から申立人の国民年金加入手続時期を推認すると、57 年 4 月ごろであると考えられ、その時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3773

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

私は、それまで同居していた祖母の家から自宅に転居するため、平成3年4月ごろ、父親に付き添ってもらい、区役所で転出届を行った。その際、国民年金の担当者から、国民年金に加入することを勧められたので、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を、父親が、さかのぼって納付してくれた。私は、大学生なのに国民年金に加入しなければならなかったことを、父親も憶えているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ、区役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は4年5月に払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立期間当時、申立人は大学生であり、制度上、申立人が国民年金に加入するとすれば任意加入することになるが、任意加入の場合、さかのぼって国民年金に加入することができない。このため、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から見ると、加入手続き時に、学生が強制加入とされた平成3年4月1日の時点で資格取得がなされ、さかのぼって納付することのできる同年同月から4年3月までの国民年金保険料を、納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月まで

私が、短期大学の 2 年生であった昭和 63 年 2 月ごろ、国民年金の加入手続の用紙が自宅に郵送されてきた。

その用紙をすぐに返送しないでいたら、その翌月の昭和 63 年 3 月ごろ、国民年金の加入手続を促す内容のはがきを送られてきたため、同年 4 月から国民年金に加入しようと思い、国民年金の加入手続用紙に記入して返送し、その後、それほど経たない時期に、年金手帳や国民年金保険料の納付書が送付されてきた。

私は、昭和 63 年 3 月ごろから A で働いており、同僚から国民年金保険料を一括で納付すると割引されることを聞き、一括で納付しようとしたが、その年は、納付期限に間に合わなかったため、同年 4 月から平成元年 3 月までの保険料を、3 か月分ずつ、勤務先で納付し、平成元年度から 4 年度までの保険料は、毎年 4 月に、1 年分を一括で納付していた。

私は、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は平成 3 年 8 月に払い出されていることが確認できるため、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、今までに所持したことがある年金手帳は、国民年金の加入手続を行った際に受け取った 1 冊のみであるとしており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 3 年 8 月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、

申立人は、出生時から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3775 (事案 2676 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月まで

私の妻は、昭和 50 年 3 月ごろ、長女の保育園の入園の手続に行った市役所で、保育園の入園には国民年金の加入が必要であると言われたので、すぐに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に窓口の担当者から、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、48 年 4 月までさかのぼって保険料を納付した。その後、毎月、郵便局又は信用金庫の支店で保険料を納付していた。

委員会における当初の判断後、私の妻が昭和 50 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことを示す資料として、「母子手帳」及び平成 15 年 6 月 11 日付けで社会保険事務所(当時)から発出された私の「被保険者記録照会回答票」を提出するので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は現在所持している年金手帳が加入手続をしたときに発行された手帳であると述べているが、その手帳は昭和 59 年 6 月に転居した以降に届いたとしており、加入手続後 9 年以上経ってから送付されてきたことは考えにくく、さらにその手帳の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で 60 年 10 月に払い出されていることが同記号番号の払出簿から確認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないなどのことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要ない

とする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は国民年金保険料納付を示す資料として新たに「母子手帳」及び平成 15 年 6 月 11 日付けで社会保険事務所から発出された申立人の「被保険者記録照会回答票」を当委員会に提出し、それをその妻が昭和 50 年 3 月に市役所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った際に 2 年間さかのぼって保険料を納付した証拠とし、国民年金の資格取得日である 48 年 4 月 1 日は、当時、その妻がさかのぼって保険料を納付した始期を表わす根拠であると主張しているが、当委員会の調査により、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 10 月に夫婦連番で払い出された番号であること、及び申立人が 1 冊のみ所持する 59 年 6 月以降の住所が加入当初の住所として記載された年金手帳には同記号番号が記載されていることが確認できるとともに、申立人は国民年金の強制加入被保険者であり、行政側が申立人のために将来における特例納付等の可能性を考慮し、同年同月時点で 48 年 4 月 1 日までさかのぼって資格取得を行わせたものと推認できることから、これら提出資料をもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

さらに、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3776 (事案 2675 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 58 年 6 月まで

私は、昭和 50 年 3 月ごろ、長女の保育園の入園の手続に行った市役所で、保育園の入園には国民年金の加入が必要であると言われたので、すぐに市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に窓口の担当者から、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付するように言われたので、48 年 4 月までさかのぼって保険料を納付した。その後、毎月、郵便局又は信用金庫の支店で保険料を納付していた。

委員会における当初の判断後、私が昭和 50 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことを示す資料として、「母子手帳」及び平成 15 年 6 月 11 日付けで社会保険事務所（当時）から発出された私の夫の「被保険者記録照会回答票」を提出するので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は現在所持している年金手帳が加入手続をした時に発行された手帳であると述べているが、その手帳は昭和 59 年 6 月に転居した以降に届いたとしており、加入手続後 9 年以上経ってから送付されてきたことは考えにくく、さらにその手帳の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で 60 年 10 月に払い出されていることが同記号番号の払出簿から確認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないなどのことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要ないとす

る通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は国民年金保険料納付を示す資料として新たに「母子手帳」及び平成 15 年 6 月 11 日付けで社会保険事務所から発出されたその夫の「被保険者記録照会回答票」を当委員会に提出し、それを申立人が昭和 50 年 3 月に市役所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行った際に 2 年間さかのぼって保険料を納付した証拠とし、国民年金の資格取得日である 48 年 4 月 1 日は、当時、申立人がさかのぼって保険料を納付した始期を表わす根拠であると主張しているが、当委員会の調査により、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 10 月に夫婦連番で払い出された番号であること、及び申立人が 1 冊のみ所持する 59 年 6 月以降の住所が加入当初の住所として記載された年金手帳には同記号番号が記載されていることが確認できるとともに、申立人は国民年金の強制加入被保険者であり、行政側が申立人のために将来における特例納付等の可能性を考慮し、同年同月時点で 48 年 4 月 1 日までさかのぼって資格取得を行わせたものと推認できることから、これら提出資料をもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

さらに、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3777

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から38年11月まで

私が20歳になった昭和37年*月ごろに、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、父親が私と私の母親及び叔父の分を一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年*月ごろにその父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得日が平成13年7月とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が申立人とその母親及び叔父の分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、母親は昭和42年5月に国民年金の加入手続を行い、同年7月に申立期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 61 年*月ごろに、母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。申立期間の国民年金保険料については、母親が、納付書により母親の分と一緒に区役所で納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 61 年*月ごろに、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書によりその母親の分と一緒に区役所で納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、加入手続時に年金手帳は交付されなかったと述べている上、保険料の納付時期や納付金額の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成9年7月まで

私は、平成元年に転居した際に、金融機関で口座を開設し、国民年金保険料を口座振替により納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転居後に金融機関で口座を開設し、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が同金融機関で口座を開設したのは平成3年11月であることが確認できる上、同金融機関の普通預金元帳によると、申立期間において申立人名義の口座から保険料が引き落とされた記録はないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、平成10年7月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は合計108か月にも及び、かつ、申立人は、申立期間に二つの異なる市町村に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3780

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで
私の国民年金の加入手続は、祖父が行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、祖母が、毎月自宅近くの郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その祖父が申立人の国民年金の加入手続を行い、その祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする祖父及び保険料を納付していたとする祖母は、すでに他界していることから申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その祖母が、毎月郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人及びその祖母が居住していた市では、郵便局で保険料を納付することはできなかつたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3781

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 60 年 1 月まで

私は、昭和 56 年 4 月に会社を退職し、同年 6 月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。切替手続後の国民年金保険料については、区役所で納付書により納付していたか、集金人に納付していたかは定かでないが、納め忘れがないよう定期的に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により納付していたか、集金人に納付していたかは定かでないが、納め忘れがないように定期的に納付していたと主張しているが、申立人は申立期間当時の保険料の納付方法、納付時期及び納付金額についての記憶が定かでないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は国民年金に未加入の期間であるものの、申立人は、昭和 56 年 6 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人からは、切替手続についての具体的な状況についての情報を得ることができないことから、申立人が当時、当該切替手続を適切に行ったという心証を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月ごろから同年 6 月 21 日まで
② 昭和 32 年 9 月 24 日から 33 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 9 月ごろから同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 3 月ごろから同年 5 月 9 日まで

社会保険事務所（当時）で調査をしてもらったところ、A社に昭和29年5月ごろから31年2月6日まで勤務していたが、29年5月ごろから同年6月21日までの記録が無く、B社では31年12月1日から33年3月31日まで勤務していたが、32年9月24日から33年4月1日までの記録が無い。また、C社及びD社で勤務していた時の記録が無い。在籍期間については、はっきり覚えていないが、これらの事業所で勤務していたことは確かなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる13名のうち、8名は既に死亡しており、5名は連絡先不明のため、証言を得ることができない。

また、商業登記簿謄本から、A社は平成8年6月1日に解散していることが確認でき、同社の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和29年6月21日であることが確認でき、雇用保険の

加入日と一致している。

加えて、上記被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した5名のうち連絡先が確認できた2名は申立人を記憶していない。

また、B社から提出された「職員社会保険番号一覧表」によると、申立人の同社での在籍期間は、上記被保険者名簿に記録されている被保険者期間と一致する。

申立期間③について、C社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社が社会保険の適用となった昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者となった元社員は「C社が法人になる以前の33年ごろから勤務していたが、申立人が勤務していたかについてはっきり覚えていない。」と述べている。

また、事業主は、昭和36年以前の資料は保管していないとすることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間④について、D社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、申立人が述べているD社の所在地の商工会議所に照会をしたが、当時の台帳に会員としての登録記載は無く、商業登記の記録も確認できない上、事業主及び元社員の連絡先が不明である。

さらに、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶していないなど記憶は曖昧である上、保険料控除を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 10 日まで
妻は、高校を卒業後、短期大学に通学しながら実家の A 社で働いていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の兄及び姉妹の証言から、申立人が A 社で働いていたことは推認できる。

しかし、申立人の兄及び姉妹は、「当時、家業が忙しく家族全員で手伝っていた。」と証言しているところ、自身も短期大学在学中家業を手伝っていたとする申立人の妹は、オンライン記録から、在学中の期間は厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

また、A 社は既に解散し、当時の事業主であった申立人の父親は既に死亡していることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の父親に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄には、申立人の氏名が記載され、その氏名の上から被扶養者認定取消印が押印されており、扶養終了年月日が「44. 6. 23」と記載されていることから、申立人は申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格取得日は昭和 44 年 6 月 10 日の 1 回のみであり、健康保険の整理番号

に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 3 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）から平成 21 年 8 月 25 日付けの「厚生年金保険記録照会の回答について」が届き、昭和 35 年 12 月 1 日から 38 年 3 月 1 日までの A 社に勤務していた期間及び同年 3 月 1 日から 41 年 3 月 1 日までの B 社に勤務していた期間については脱退手当金を受給しているため、年金額の計算には算入されないという回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した覚えがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 8 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 21 日まで
私は、申立期間に A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。
脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立人の名前が記載されているページとその前後 7 ページに記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 7 月 21 日）の前後 3 年以内に資格を喪失した者が 44 名おり、そのうち脱退手当金を受給している者は 37 名で、うち 31 名は資格喪失後 4 か月以内に受給していることが確認できる上、脱退手当金の支給記録がある同僚 6 名に照会した結果、3 名が「退職時に会社から脱退手当金について口頭で説明があった。」とし、うち 2 名は「会社が代理請求を行うことの説明もあった。」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の給付裁定のための回答日と見られる丸印の中に「39. 10. 12」と記載された押印がなされているとともに、支給決定が資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 11 月 13 日に行われ、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年4月1日まで

私は、昭和19年4月1日にA社（現在は、E社）の船員として採用され、同社B本社の船員訓練所に入所し、3か月後に同訓練所を卒業した同年7月に国の公用船である同社の船舶Cに乗った。

しかし、船舶CはすぐにD沖で沈没した。九死に一生を得て帰国し、船員として待機した後、昭和20年に再度A社の船に乗った。

ところが、申立期間の船員保険記録が無いとのことであり納得いかないので、当該期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

海軍徴用船員履歴書から、申立人が申立期間に海軍徴用船員であったことが確認できる。

また、申立人は、「船舶Cに乗船する昭和19年7月11日以前は、A社の船員訓練所で訓練を受けており、同年7月30日に船舶C沈没後は、船員として待機していた。」と述べており、当時の記録と符合することから、申立人は、申立期間のうち、同年7月11日から同年7月30日までの期間は、海軍徴用船である船舶Cに乗っていたことが認められる。

しかし、昭和20年4月1日より前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないもの」（以下「予備船員」という。）については、船員保険の適用が無かったところ、申立人は、上記の期間を除いて、船員保険の適用外である予備船員であったと考えられる。

また、申立人が船舶Cに乗船していた昭和19年7月11日から同年7月30日までの期間については、E社は当時のことは不明である旨を回答し

ており、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから、当該期間における船舶Cの船員に係る船員保険の取扱いを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間における船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 6 月 16 日まで
私は、昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 12 月 15 日まで A 社 B 支店に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時、長女が生まれており、仕事に就いていないことは無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社 B 支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかし、A 社 B 支店が保管している昭和 41 年 7 月 1 日に提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に対する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）には、申立人の資格取得日は同年 6 月 16 日と記載されている上、申立人と共に名前が記載されている同僚 2 名のうち 1 名は、「私が A 社 B 支店に入社したのは 41 年 1 月 9 日であるが、申立人は私より後に入社したと思う。」と証言している。

また、この同僚は、申立人と同じ技術者であるところ「A 社 B 支店に昭和 41 年 1 月 9 日に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 6 月 1 日となっている。」と供述しており、入社日と被保険者資格取得日は同じではなかった状況がうかがわれる。

さらに、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 48 年 1 月 1 日から 53 年 12 月 26 日までとなっているが、同社にはB職として 46 年 8 月 1 日から勤めていた。

C社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 2 月 9 日までとなっているが、同社にはB職として 54 年 6 月 1 日から勤めていた。

申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社がD所に提出したB職の届出及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンラインの記録では、A社は昭和 48 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の同僚は「昭和 48 年 1 月から厚生年金保険に加入した。それ以前の期間は国民年金に加入していた。そのことは申立人も承知しているはずである。」と供述しており、当該同僚は申立期間①において国民年金の保険料を納付している。

さらに、A社が適用事業所となった昭和 48 年 1 月 1 日に資格を取得している同僚に照会したものの、同社が適用事業所となる前の期間において

厚生年金保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

加えて、申立人は申立期間①の保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない上、事業主は、当該期間に係る給与台帳等の関係資料を保管していないとしている。

申立期間②について、申立人はC社には昭和 54 年 6 月 1 日から勤めていたと主張するが、雇用保険の記録では資格取得日は同年 9 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、申立人は、D社からはD所にB職としての届出がなされていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間②に同社に在籍していたことが確認できる同僚に照会したものの、申立人を記憶していないかあるいは申立人の勤務期間を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、事業主は「当時社員の出入りが激しかったので勤務状態をみて、入社して3か月ぐらい経過してから厚生年金保険に加入させていた。」と述べているところ、昭和 54 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚は「54 年 1 月に入社したが、厚生年金保険の加入はその後だった。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間②の保険料を給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない上、事業主は、申立人の当該期間に係る給与台帳等の関係資料を保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月3日から31年9月3日まで
私は、A社には昭和30年9月3日から勤務していたのに、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が31年9月3日となっている。間違いだと思うので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた申立人の夫が「妻とはA社で知り合って結婚した。妻は30年夏過ぎごろに入社し、1年以上は勤めていた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ昭和31年9月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚及び同年9月6日に資格を取得している同僚は、いずれも入社した時期は30年9月であると証言しており、これらの者の被保険者記号番号は、31年9月28日に申立人と連番で払い出されている上、A社の工場に勤めていたとする複数の同僚も資格取得日は入社後3か月ないし4か月後であると証言していることから、申立期間当時、同社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A社は昭和43年12月24日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから申立期間に係る厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、上記の同僚は、資格取得日前の保険料控除については不明であると証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除をうかがえる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
私は、昭和 52 年 11 月 5 日から平成 11 年 7 月 31 日まで、A 社の代表取締役であった。年金請求の時に、社会保険事務所（当時）の職員に、申立期間の標準報酬月額が 28 万円から 9 万 8,000 円に変更されていると言われた。変更した記憶は無いので、28 万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたが、A 社が適用事業所でなくなった平成 11 年 7 月 31 日の後の同年 8 月 13 日に 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A 社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において「厚生年金保険料を滞納していた。」と述べている上、「社会保険事務所から呼出しがあり、印鑑を持参し、何かの書類に押印した。」と述べていることから、申立人は、当該訂正処理に同意したものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 9 月 30 日まで
私は、A社の事業主で、報酬月額は100万円程度だった。申立期間当時は社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に言われるままに標準報酬月額を引き下げる手続きを行ったが、その結果がどの様になるかの説明も無かった。将来の年金額が減ると分かっていたら、ほかから借りてでも納付していたので、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたが、A社が適用事業所でなくなった日（平成14年9月30日）の後の平成14年10月2日に、13年10月から14年8月までの期間に係る標準報酬月額が26万円に引き下げられ、その後、同年11月11日に、12年10月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額が26万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、会社経営は苦しく、厚生年金保険料の滞納があった。私の標準報酬月額を下げ、その分を未納分に充当できると社会保険事務所の職員に言われ、届出書に押印した。」と述べている上、申立人は、当該標準報酬月額の訂正に係る届出書の写しを所持していることから、申立人は当該訂正処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正について同意しながら、当該訂正処理が有効な

ものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 18 日から 63 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 8 月に A 社（現在は、B 社）に入社した。当初から約 30 万円の給与であったのに、申立期間の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても約 30 万円の給与であったと述べている。しかし、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 22 万円と記録されており、当該標準報酬月額は、申立人と同様に、A 社に中途入社した従業員の標準報酬月額と比較してもやや高額である。また、オンライン記録を確認しても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、さかのぼった訂正等不自然な処理が行われた形跡は無い。さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、B 社も当時の関連資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から3年11月30日まで
社会保険事務については事務担当取締役が行っており、詳しいことは分からないが、当時、経営も順調だったし、厚生年金保険料の滞納は無かったと思うので、申立期間の標準報酬月額を減額処理される前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、平成2年12月から3年9月までは53万円、同年10月は47万円と記録されていたが、同年12月19日に、同年4月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額が22万円に引き下げられ、その後、A社が適用事業所でなくなった日（平成3年12月31日）の後の4年2月14日に、2年12月から3年10月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社において社会保険事務を行っていたとする取締役は、「当時、同社は、厚生年金保険料の納付が遅れ気味だった。」と証言している。

さらに、申立人は、「社会保険事務を担当していた取締役が標準報酬月額の減額処理を行ったと思う。」「A社の法人代表者印は自ら管理していた。」と述べているところ、社会保険事務を行っていたとする取締役は、「同印は金庫に保管されており、申立人の承諾無しには使用できなかった。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、当該標準報酬月額の減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 18 日から同年 9 月 17 日まで

私は、昭和 58 年 6 月 3 日から同年 9 月 17 日までの期間、A 社に継続して勤務していたが、同年 7 月 18 日から同年 9 月 17 日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社に勤務していたと述べているが、同社は、「当時の資料等が無く、当時業務に携わった者も在籍していないため、申立人の申立期間における勤務実態については不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている7名の同僚に照会したところ、回答のあった4名のうち、3名は申立人のことを記憶していないと供述している。

さらに、1名は、申立人のことを記憶していたが、「いつからいつまで勤務していたかは分からないが、勤務期間は2か月ぐらいだったように思う。」と述べている。

加えて、申立人がA社を退職後に勤務したとするB社の当時の事業主は既に死亡しており、その妻も申立人のことを記憶しておらず、A社を退職した時期を特定することができなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 6 月 22 日まで
③ 昭和 44 年 11 月 1 日から 47 年 1 月 21 日まで

私は、A社、B社及びC社に勤務していたが、年金記録を確認したところ3社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を支給されていたことになっていた。脱退手当金の手続を行った覚えもないし、受け取った覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理された3社にわたる申立期間の脱退手当金は、支給月数に間違いは無い上、支給額も法定支給額に合致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社において、D業務をしていた。途中からD業務が下請業者のB社に替わったが、継続して働いていた。そのとき 15 年間保険料を納付すれば、老齢年金が受けられると教えられた。退職後自分で保険料を納付しに行ったとき、どうしてこんなに保険料が高いのかと聞いたら会社負担分があると言われた。申立期間の被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後、直ちに社会保険事務所（当時）に厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の届出の手続を行ったため、申立期間は厚生年金保険第四種被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、厚生年金保険第四種被保険者となったのは、申立人がB社を退職した後ではなく、C社を退職した後の昭和52年10月26日となっている上、厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書及び第四種被保険者資格取得日選択届により、申立人の第四種被保険者資格取得の申出日は同年10月25日、資格取得日は翌日の同年10月26日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月ごろから同年 9 月 11 日まで
② 昭和 43 年 9 月 11 日から 44 年 4 月 5 日まで
③ 昭和 44 年 5 月 8 日から 45 年 2 月ごろまで

私は、高校を中退してすぐに、工場に勤めたが、すぐに辞め、A社の下請けだったB社に昭和 43 年 1 月ごろから勤め始めた。私は当時、D技能の資格を取得しているので間違いない。また、次に勤めたC社は、1か月の厚生年金保険被保険者記録しか無いが、実際は前後に勤めた会社との間に空白期間は無いはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言及び申立期間①当時に取得したD技能に係る資格証明書の記載から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に被保険者記録のある従業員 10 名に照会したところ、複数の者が、「当時は、手取り給与額を多くしたいために、厚生年金保険への加入を希望しない者も相当数いた。」と証言している。

また、B社は既に解散している上、事業主も死亡しているため、申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間②にC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある者によると「C社では、当時、入社してすぐは日給月給の日雇いだった。私の場合、入社から5年ぐらい過ぎてから、厚生年金保険に加

入した。」と証言しているところ、この被保険者の厚生年金保険の資格取得日は、その証言どおり、雇用保険の資格取得日から約5年後となっている。

また、その他の被保険者の中に、自身の記憶する入社日に対して、厚生年金保険の被保険者資格取得日が2年ほど遅れている者がいた。

申立期間③について、申立人の雇用保険被保険者記録は無く、申立人の当該期間におけるC社での勤務実態を確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 6 月中旬まで

私は、短大を卒業し、知人の紹介で昭和 42 年 4 月 1 日から A 社 B 局に勤務し、C 班で毎日 8 時間働いていた。就職して私が厚生年金保険料を払えることを父が大変喜んでいたことを覚えている。同年 6 月中旬に体調を崩して退職したが、その間の記録が欠落しているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が共に勤務をしていたとして名前を挙げた同僚が、「私は A 社の C 班に勤務していた。」と述べていることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「現地採用で採用試験は無かった。」と述べているが、A 社は、「正職員の採用は、D 地の本部で行っており、採用試験はあった。正社員であれば職員名簿に氏名が記載されているはずだが、申立人の氏名の記載は無い。」と回答していることから、申立人は正規の職員ではなかったことがうかがわれる。

また、申立人が勤務していたとする部署の同僚は、「アルバイトがたくさん働いていた。アルバイトは社会保険に加入させていなかった。」と供述している上、A 社 B 局で社会保険を担当していた者は、「私が社会保険を担当していた間は、A 社 B 局では、社会保険に加入させていたのは正規の職員のみである。」と述べている。

さらに、A 社 B 局における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月ごろから 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 35 年 6 月ごろから 36 年 4 月 1 日まで

私は、高校を中退して、A社に就職した。家族と話し合っ、定時制高校に通うことになり、通学に不便なため1年足らずで辞めたが、次のB社に勤めている時にA社の社長の弟が支店を出すので働かないかと誘われた。支店で働いた時の厚生年金保険記録は正しいが、そういった経緯があるため、最初に勤めた時の厚生年金保険記録が無いのはおかしい。

また、定時制高校の紹介でC社に転職したが、その期間の厚生年金保険記録が無いのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の代表取締役は申立人について、「もともと我が社に勤務していた申立人の叔母さんの紹介で入った人だと思う。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の代表取締役は、「当時、我が社は、申立人の叔母さんのように、勤務時間の長い者は、厚生年金保険に加入させていたが、学校に通いながら勤務している等の理由で、勤務時間が短い者については加入させていない場合もあった。」としており、申立人については、「出勤状況などを踏まえて、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

さらに、申立期間①当時に上記被保険者名簿に氏名のある同僚数名に聴取したが、申立人の当該期間における保険料控除について証言を得ること

ができなかった。

申立期間②について、申立人は一緒に働いた同僚の名前や仕事の内容等を記憶していることから、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、臨時職員としてC社に入社し、内部試験を受験したことはないとしているところ、現在の同社の人事担当者から提供された資料によると、当時の同社には、本職員、準職員、臨時職員という区別があり、臨時職員は厚生年金保険には加入させておらず、勤め始めて数年を経て、内部試験に合格すると準職員となり、その時から厚生年金保険に加入させていたことが分かる上、数人の同僚からも、同じ内容の証言を得ている。

また、申立人は、同僚の姓のみ記憶しているため、当該同僚を特定することができない上、申立人の記憶している同僚のうちの数名は、C社において、厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年8月4日まで
私は、昭和30年3月に学校を卒業し、同年4月1日にA社に入社した。31年10月9日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に入社した経緯を具体的に供述していることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、連絡の取れた同僚3名は「A社に入社したと思う日と厚生年金保険の資格取得日に数箇月の相違が見られる。」と供述している。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格取得日は昭和30年8月4日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致している。

さらに、申立期間においてA社の役員であった者は、「申立期間当時、同社ではほぼ毎年、4月に社員を採用していた。」と述べているところ、上記の被保険者名簿では、どの年度においても4月に資格を取得した者はいない。

以上のことから、A社では、従業員が入社して、数箇月経過した後に厚生年金保険の資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 11 日まで

妻が A 社と B 社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所 (当時) に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答をもらっていたが、B 社を退職した際に退職金は受け取ったが、脱退手当金の手続を行った覚えは無いと話していたので、申立期間の記録訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている脱退手当金の受給資格を満たしている女性は 25 名で、脱退手当金を受給している者は申立人を含め 16 名確認でき、脱退手当金支給記録のある同僚のうち連絡の取れた 3 名は、脱退手当金の手続は会社が行ったと述べており、そのうちの 2 名は口頭で脱退手当金の説明があったと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金支給記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された申立期間を基礎として、B 社で被保険者資格を喪失してから約 2 か月後に支給されていることが確認でき、支給金額は法定支給額と一致するなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人の夫が、「妻が受給した記憶が無いと言っていた。」と述べているほか

に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 11 月まで

私は、大学を卒業し、申立期間にA学校に勤務していた。この期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 33 年 9 月 15 日から同年 11 月 1 日までの期間について、A学校に保管されている辞令簿から、申立人が当該期間に同学校に勤務していたことが認められる。

しかし、B事業団は、「申立人は当該期間において、共済組合の組合員となっている。」と回答している。

また、申立期間のうち昭和 33 年 4 月から同年 9 月 15 日までの期間について、上記の辞令簿には、当該期間に係る申立人の記載は確認できず、A学校は、「申立人の当該期間における勤務実態は不明。」と回答している。

さらに、申立人が自身より先に勤務していたとする同僚は、辞令簿では、申立期間中の昭和 33 年 5 月 13 日にC職となった旨の記載があるが、同日より前における記載は確認できず、連絡先が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態を聴取することができない。

加えて、A学校に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 29 年 1 月 2 日に私学共済組合へ編入した旨の記述があり、同日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できず、これらのことから、同学校は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 20 日から 50 年 6 月 21 日まで
私は、昭和 47 年 12 月に A 社に入社し、50 年 6 月まで同社 B 支店で C 職をしていた。48 年 6 月付けの同社の「表彰状」を所持している。
当該期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社の昭和 48 年 6 月 21 日発行の「表彰状」及び同社が保管している「昭和 50 年度一人別源泉徴収票」から、申立人は申立期間当時、同社 B 支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、「申立人は委託契約 C 職（歩合制）として就業していた。申立期間当時、委託契約 C 職は社会保険の加入対象外であった。」と回答している。

また、D 健康保険組合は、「当時、C 職の雇用形態は委託契約制度のみであり、委託契約 C 職であった申立人は健康保険には加入していない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚について、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、氏名は見当たらなかった。

加えて、A 社 B 支店は、申立期間中の昭和 49 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の保管する申立人の「昭和 50 年度一人別源泉徴収票」によると、50 年 1 月から同年 6 月までの期間、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 11 日から 33 年 12 月 1 日まで
私は、昭和 30 年 5 月 11 日に臨時社員としてA社に入社した。厚生年金保険の記録では、同日から 33 年 12 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の「社会保険被保険者台帳」により、雇用保険の被保険者資格取得日が昭和 30 年 5 月 11 日と記載されていることから、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保管する申立人の「社会保険被保険者台帳」には、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 33 年 12 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間において臨時社員として勤務していたと述べているところ、同僚4名は「臨時社員としてA社に入社し、昭和 33 年 12 月 1 日に正規社員としての試験に合格した。当時、臨時社員は厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と述べており、これらの同僚の同社での資格取得日は同年 12 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、昭和 30 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した事務担当者は、「私が入社した当時、厚生年金保険の加入については、部署など関係無く、中途採用者については正社員試験を受け、正社員になってから厚生年金保険の加入手続を行っていたと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。